

地域映像アーカイブにおける ウェブ公開の現状と課題

神谷 宙希

インターネットの普及とデジタル化の進展は、地域における映像アーカイブにも影響を及ぼしてきた。デジタル化の利点の一つは、インターネット上で公開（ウェブ公開）することにより、時間や場所を問わず知的資産へのアクセスを可能とする点にある。一方、地域映像のデジタルアーカイブのウェブ公開には、特有の課題が存在すると想定される。そこで本研究では、地域映像アーカイブを「ウェブ公開やデジタル化の有無に関わらず、文化財や伝統芸能、風景などの地域に密着した映像（地域映像）を体系的に集め、保存管理し、それら的一部または全部を閲覧できるように整えた施設及び仕組み」と定義した上で、そのウェブ公開の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

本研究では43の地域映像アーカイブに対してアンケート調査を実施し、28のアーカイブから有効な回答を得た。アンケート結果に対して、地域映像をアーカイブとしてウェブ公開している機関（以下、ウェブ公開実施群）と、ウェブ公開はせず施設内でのみ公開している機関（以下、ウェブ公開未実施群）とに分別した上で、両群を比較することによってウェブ公開の現状と課題を考察した。

アンケートへの回答では、ウェブ公開実施群においては、その60.0%がウェブ公開上の最大の課題として、著作権や肖像権等の権利処理の問題を挙げた。一方、ウェブ公開未実施群においても、その71.4%がウェブ公開未実施の最大の理由として、同じく著作権や肖像権等の権利処理の問題を挙げた。どちらの群においても権利処理が最上位の問題であるにも関わらず、ウェブ公開の有無が生じていることがわかった。

考察の結果、ウェブ公開の有無が生じる理由には、両群が公開している映像の提供元の相違が影響を及ぼしていることが明らかになった。ウェブ公開実施群が公開している映像の多くは、独自に制作した映像等、権利処理の障壁が低い映像であり、放送局等の企業が制作した映像は含まれていない。一方、ウェブ公開未実施群が施設内で公開している映像は、放送局等の企業が提供した映像が多い。それらの映像は、納品の段階では施設内のみでの公開を条件とした契約を結んでいると想定される。地域映像アーカイブが改めてウェブ公開のための権利処理をおこなおうとしても、放送局等の企業が制作した映像は、権利関係が複雑に絡み合っているため権利処理の障壁が高く、権利者から新たに許諾を得るには多くの費用、時間、人員を要する。したがって、ウェブ公開をおこなわないと考えられる。

本研究は、所蔵する映像の提供元の相違が、権利処理が容易か困難かの相違を生み、その結果としてウェブ公開の有無が生じていることを明らかにした。このことは、今後、地域映像アーカイブのウェブ公開を進展する際に、考慮されるべき事項であると思われる。

（指導教員 辻泰明）